

平成27年度滋賀県計画に関する 事後評価

令和5年11月
滋賀県

3. 事業の実施状況

平成27年度滋賀県県計画に規定した事業について、令和4年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 病床機能分化促進事業	【総事業費】 93,600 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県内病院	
事業の期間	平成27年4月1日 から 令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」を図る。	
	アウトカム指標：回復期病床整備施設数 H27～R1年度：12病院 → H27～R4年度：18病院	
事業の内容（当初計画）	病床の機能の分化および連携の推進を行うために必要な施設・設備の整備に関する事業に要する経費を一部助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。 ・回復期病床整備数：H29年度末 280床	
アウトプット指標（達成値）	回復期病床整備数：H27年度 129床 H28年度 52床 H29年度 113床 H30年度 116床 R1年度 47床 R2年度 83床 R3年度 25床	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 回復期病床整備数：H27年度末129床→R3年度末565床	
	（1）事業の有効性 回復期病床の整備により病床の機能分化、連携を推進する	

	ことができた。 (2) 事業の効率性 一定の共通認識のもとで施設・設備整備を行い、事務の効率化が図られた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.31】 訪問看護支援センター設置・運営事業	【総事業費】 44,525 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県看護協会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養ニーズが増加するため、訪問看護師の確保・人材育成、24 時間 365 日切れ目のないサービス提供体制の構築が必要である。 アウトカム指標：新卒訪問看護師の数：2 人	
事業の内容（当初計画）	在宅医療推進の要となる訪問看護師の確保と質の向上を図るため、訪問看護師の総合的な支援を行う中核センターを設置し、訪問看護師の人材確保とキャリア段階に応じた資質向上および事業の効率化と必要な支援ニーズに対応できるよう環境整備を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護ステーションへの総合的な支援を行う中核センターを設置し、訪問看護師の確保・人材育成、訪問看護の量的確保と質の向上、24 時間 365 日の切れ目のないサービス提供体制の構築を促進する。 ・新卒訪問看護師の育成に取り組む訪問看護ステーションの数：2 ステーション ・新卒訪問看護師育成プログラムを活用して育成された訪問看護師の数：2 人	
アウトプット指標（達成値）	・新卒訪問看護師の育成に取り組む訪問看護ステーションの数：H27 年度 2 ステーション H28 年度 1 ステーション H29 年度 1 ステーション ・新卒訪問看護師育成プログラムを活用して育成された訪問看護師の数：H27 年度 2 人 H28 年度 1 人 H29 年度 1 人 ・訪問看護利用者数：R4 年度：17,220 人 (R4 年度末の値が未集計であるため代替指標)	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数（常勤換算）：H27年度 521.6人 H28年度 571.6人 H29年度 607.6人
	<p>（1）事業の有効性 新卒訪問看護師育成プログラムを活用し、新卒訪問看護師が育成され、看護師確保、質の向上につながった。</p> <p>（2）事業の効率性 訪問看護ステーションへの総合的な支援を行う中核センターへ補助することにより、効果的に事業を実施することができた。</p>
その他	H27 17,650 千円 H28 14,708 千円 H29 12,167 千円

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.42】 滋賀県医学生修学資金等貸与事業	【総事業費】 18,776 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内医師数（人口 10 万人対）は全国平均より少ないため、医学生修学資金等の貸与事業により、その増加が必要	
	アウトカム指標：県内医師数	
事業の内容（当初計画）	県内病院での勤務を志す医学生・研修医に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金・研修資金を貸与することにより、県内における医師の確保・定着を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内における医師の確保・定着を図る。 ・修学資金等貸付者数の確保：新規貸付者 16 人を維持	
アウトプット指標（達成値）	H27 年度：修学資金等貸付者数：12 人 H28 年度：修学資金等貸付者数：11 人 H29 年度：修学資金等貸付者数：7 人 R1 年度：修学資金貸付者数：5 人 R4 年度：新規資金貸付者数：15 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内医師数 H26：3,149 人→H28：3,270 人→H30：3,386 人	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>県内における医師の確保・定着を図ることに繋がった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>修学資金等の貸与により、県内の医師の確保・定着を図ることができた。</p>	
その他		